

松阪市ブランド大使設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に関わりがあり、さまざまな分野で活躍されている人物を通じて本市の魅力を広く全国に発信していただくことにより、本市のPRやイメージアップを図るため、松阪市ブランド大使（以下「大使」という。）を設置し、当該大使について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 大使は、本市に対して理解と認識を持ち、積極的に本市を応援しようとする者で、次の各号に該当するものの中から選定し、本人の同意を得て市長が委嘱する。

- (1) 本市出身者又は本市に相当期間勤務若しくは居住したことがある者
- (2) さまざまな分野で活躍されている本市に関わりがある者
- (3) 熱い想いを持って有益な情報発信又は情報提供若しくは助言をしていただける者
- (4) その他市長が必要と認める者

(活動)

第3条 大使が行う活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域ブランドに係るPR及び情報発信
- (2) 本市主催事業等へ参加要請を受けた場合における可能な限りの協力
- (3) その他市長が必要と認める活動

2 市長は、大使が前項の活動を円滑に行うため、PR名刺その他必要な情報を大使に提供しなければならない。

(任期)

第4条 大使の任期は、原則2年間とする。初年度は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報償)

第5条 市長は、大使が本市からの要請に基づいて本市主催行事等へ参加したときは、大使に対して謝礼金を予算の範囲内で支給することができる。

(費用弁償)

第6条 市長は、大使が次の各号に掲げる活動をしたときは、当該活動に伴い生じた旅費及び宿泊費の実費額を支給することができる。

- (1) 第3条第1項第2号に掲げる活動
- (2) その他市長が必要と認める活動

(解嘱)

第7条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。

- (1) 大使が本市のイメージを損なう行為を行ったとき。
- (2) 大使から辞退の申し出があったとき。

- (3) その他大使としての役割を果たす上で支障があると市長が認めるとき。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 30 日告示第 62 号)

この告示は、公表の日から施行する。